注　　文　　書

契約番号　　２０２６００１２３９

工 事 名　　沼部小学校屋内消火栓設備修繕

施工地名　　大崎市田尻沼部字山崎一７番地

工事期限　　令和　９年３月１９日

添　付　書　類

１．　特　記　仕　様　書

２．　参　考　明　細　書

特　記　仕　様　書

第１章　総　則

１．本工事は設計図書によるほか，工事に関する市の規則に基づき施工し，さらに施工にあたっては工事箇所及び周辺にある既存の施設，地上地下の工作物に対し支障を及ぼさないよう事前に占用又は所有者の立ち会いを得て施工に万全を期するとともに，もし損害を与えた場合，請負者の責任において処置しなければならない。

第２章　材　料

１．工事材料の規格並びに材質は設計図書に明示されたものとする。
２．生コンクリートについては，「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品，または同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。

第３章　建設副産物処理

１．本工事において発生する建設副産物については，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理するものとする。
２．屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用は本工事費に含まれているので，適正に処理すること。
３．本工事受注後は，速やかに施工計画書（再生資源利用計画書，再生資源利用促進計画書，及び建設廃棄物処理計画書を含む）を作成し，提出するものとする。
４．建設廃棄物を処理した後は，速やかに建設副産物処理結果報告書に処理状況を確認できる写真及び建設廃棄物処理に係るマニュフェストを提出するものとする。なお，建設副産物処理に要する費用については，マニュフェストの数量により生産するものとする。

第４章　その他

１．本工事に着手する前に，必要であれば関係官庁と協議を行い第三者へ支障のないよう努めること。
２．本工事における下請負，資材調達は，大崎市内の企業を活用することを原則とする。また，工事着手後に発注者が指定した主要資材については，工事完了時に主要資材市内調達調書を提出すること。
３.本工事は，週休２日工事【発注者指定型（現場閉所型）】の対象である。
当初積算時には４週８休以上を確保した場合の経費の補正を行っており，設計変更時に達成状況に応じた補正の見直しを行うこととする。
４.本仕様書に記載されていない事項，又は疑義を生じた場合は，担当者と協議し，その指示に従うこと。

○ 暴力団の排除について

（1） この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは，契約を解除することがある。
（2） 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ，若しくは受託させてはならない。また，この契約の下請負若しくは受託をさせた者が，排除規則の措置要件に該当すると認められるときは，当該下請契約等の解除を求めることがある。
（3） この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは，速やかに警察への通報を行い，捜査上必要な協力を行うとともに，発注者へ報告すること。また，この契約の下請負若しくは受託をさせた者が，暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは，同様の措置を行うよう指導すること。
　なお，暴力団員等から不当要求又は妨害を受け，適切に警察への通報，捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で，これにより，履行遅延等が発生すると認められるときは，必要に応じて，工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

参 考 明 細 書

名　　称	仕　　様	数量	単位	単価	金額	備考
沼 部 小 学 校 屋 内 消 火 栓 設 備 修 繕						
消火栓管	ﾌﾟﾚｰﾝ直管	1	本			
消火栓管	受口付直管	6	本			
継手類	融着90°　ｴﾙﾎﾞ80	2	ケ			
継手類	融着45°　ｴﾙﾎﾞ80	2	ケ			
継手類	融着ﾈｵｼﾞｿｹｯﾄ80	2	ケ			
舗装切断，取壊し作業費		1	式			
既存配管撤去及び配管・舗装類処理費		1	式			
舗装復旧作業費		1	式			
保温材及び消耗雑材費		1	式			
接合機器		1	式			
圧送車		1	式			
掘削作業車		1	式			
運搬費		1	式			
法定福利費		1	式			
諸経費		1	式			
計						
消費税						10%
合計						